

研究費の取扱いに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島工業大学(以下「本学」という。)における研究費を適正に運営及び管理(以下「運営」という。)するため、その取扱いに関して、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「研究費」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 研究者が自主的に研究テーマを設定し、資金配分機関の審査を経て配分される補助金及び助成金
- (2) 資金配分機関特定の研究課題を示し、それに沿った研究を行う研究者又はグループを募り資金配分機関の審査を経て採択され、資金配分機関と採択された研究者の所属機関の間で委託契約が結ばれる委託費(再委託契約によるものも含む。)
- (3) 受託研究費
- (4) 奨学寄附金
- (5) 個人研究費
- (6) その他研究費に該当すると学長が認めたもの

2 この規程において「各部局」とは、研究科、各学部及び事務局をいう。

3 この規程において「構成員」とは、本学に所属する教育職員、技術職員、経営事務職員及びその他関連する者をいう。

(適用範囲)

第3条 研究費を運営するにあたっては、学校法人鶴学園が定める経理規程、同施行細則、旅費規程及び本規程を適用する。ただし、他の関係法令及びその他特別な定めのある研究費については、この限りでない。

(責任者)

第4条 研究費を適正に運営するため、本学に次の者を置く。

- (1) 最高管理責任者
- (2) 統括管理責任者
- (3) コンプライアンス推進責任者

(最高管理責任者)

第5条 最高管理責任者は、学長とし、研究費の運営について最終責任を負うものとする。

2 最高管理責任者は、研究費不正防止対策の基本方針(以下「基本方針」という。)を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じるものとする。

3 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って研究費の運営が行えるよう適切にリーダーシップを発揮するものとする。

(統括管理責任者)

第6条 統括管理責任者は、学長が指名する者とし、最高管理責任者を補佐するものとする。

2 統括管理責任者は、研究費の運営について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとする。

3 統括管理責任者は、基本方針に基づき、本学全体の具体的な不正防止対策(以下「不正防止計画」という。)を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告するものとする。

(コンプライアンス推進責任者)

第7条 コンプライアンス推進責任者は、各部局の長とし、本学の各部局における研究費の運営について実質的な責任と権限を持つものとする。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次に掲げる責務を負う。

- (1) 自己の管理監督又は指導する各部局における不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告するものとする。
- (2) 不正防止を図るため、各部局内の研究費等運営に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督するものとする。
- (3) 自己の管理監督又は指導する各部局において、構成員の適切な研究費の運営及び執行状況をモニタリングし、必要に応じて改善を指導するものとする。

(構成員の義務)

第8条 第2条第1項に定める研究費の運営に関わる全ての構成員は、本学が実施するコンプライアンス教育に関する講習を受講するとともに、別に定める誓約書を提出しなければならない。

2 前項に定める義務を怠った構成員は、研究費に関する応募及び運営に関わることができないものとする。

(取引業者への周知及び誓約書の保管)

第9条 最高管理責任者は、本学の研究費に関する取引を行う業者（以下「取引業者」という。）に対して、本学の基本方針及びルール等を周知しなければならないものとする。

2 最高管理責任者は、取引業者に対して、別に定める誓約書の提出を求め、それを保管するものとする。

(適正使用推進体制)

第10条 研究費の適正な使用を推進するため、本学に研究費適正使用推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 統括管理責任者
- (2) コンプライアンス推進責任者
- (3) 経営管理部長
- (4) 学長が指名する者

(相談窓口)

第11条 研究費の事務手続きに係る相談は、経営管理部及び研究・地域連携支援部が担当する。

(通報窓口)

第12条 研究費の不正使用及び研究活動における不正行為（以下「不正行為等」という。）に対し、適切かつ迅速な対応を図るため、不正行為等に係る通報窓口を設置する。

2 通報窓口に関して必要な事項は、別に定める。

(調査)

第13条 不正行為等の疑いがある場合は、不正使用等の当事者及び関係者に対し、学校法人鶴学園公益通報等に関する規則に基づき、調査を行う。

(懲戒処分)

第14条 懲戒処分に相当すると判断された者に対しては、学校法人鶴学園教職員懲戒規則に基づき対応する。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が総長に上申し、理事長が決定する。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、研究費の取扱いに関して必要な事項は、学長が総長と協議のうえ、別に定める。

(事務)

第17条 この規程に関する事務は、経営管理部及び研究・地域連携支援部が担当する。

附 則

この規程は、平成19年11月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月6日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。